

## 警察犬運用要領の制定について

昭和56年11月1日

例規（鑑）第25号

この要領は、警察犬の管理及び運用を適正にし、犯罪捜査及び行方不明者等の捜索を有効に推進するため、千葉県警察の保有する直轄犬及び嘱託犬並びに警察犬訓練士について必要な事項を定めるものである。

主な内容は、

- 警察犬等の定義
- 運用責任者
- 担当者の任務
- 警察犬嘱託審査委員会の設置及び組織
- 嘱託警察犬の審査、嘱託及び解嘱
- 警察犬出動要請
- 備付簿冊

等である。